

令和6年度 函館市「省エネ家電買い換え キャンペーン」の手引き



令和6年4月
函館市環境部環境政策課

1 事業の目的

本市では、令和5年1月に策定した「第2次函館市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、ゼロカーボンシティの実現に向けて温室効果ガス削減の取り組みを進めていますが、本市の温室効果ガス排出量は、家庭部門の排出割合が国や北海道よりも高く、市民の日常生活における取り組みが重要となっています。

こうした中、家庭における消費電力が大きい電化製品（エアコン、冷蔵庫）について、本キャンペーンの実施により省エネ性能の高い製品への買い換えを促進し、家庭における温室効果ガスの排出抑制を図るとともに、市民の地球温暖化問題への周知・啓発に繋げることを目的としています。

2 キャンペーン期間

購入対象期間：令和6年5月1日（水）から令和7年1月31日（金）まで

※期間内に自宅への設置まで完了している必要があります。

応募締め切り：令和7年2月7日（金）（郵送の場合、当日消印有効）

3 対象となる方

対象となるのは、次の要件をすべて満たしている方です。

- ・応募時点で函館市の住民基本台帳に記録されている市民
- ・自宅にある既存の家電を、同品目の対象家電に買い換え、設置した方（既存の家電の処分を伴わない場合は対象外）
- ・転売を目的としない方
- ・暴力団員ではない方
- ・「一世帯当たり対象家電1品目につき1台まで」の応募数を超えない方

4 対象となる家電製品

次の基準・要件をすべて満たすものが対象となります。

対象家電	基準
エアコン	省エネ基準達成率100%以上 (目標年度が2027年度のもの)
冷蔵庫	省エネ基準達成率100%以上 (目標年度が2021年度のもの)
共通の要件	
・1台10万円以上（本体購入費、税抜き）のもの	
・函館市内の店舗等での新品への買い換え（インターネット等での購入は対象外）	
・令和6年5月1日（水）から令和7年1月31日（金）の間に購入し、設置まで完了したもの	

※省エネ基準達成率とは

省エネ法（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）に基づいて定められた省エネ性能の目標基準値を、その製品がどれくらい達成しているかを%で示すものです。

<省エネ基準達成率の確認方法>

①店舗で、製品ごとに表示されている「統一省エネラベル」で確認



②資源エネルギー庁が提供する「省エネ型製品情報サイト」で確認

URL : <https://seihinjyoho.go.jp>

5 景品

抽選で100名様に、3万円分の「商品券（JCBギフトカード）」または「ニモカポイント」のいずれかを進呈します。

希望する景品を応募時にお選びください。

6 応募について

(1) 応募の流れ

対象家電の買い換え (令和6年5月1日(水) 以降に買い換えたもの)	・省エネ性能が基準を満たしているか、購入前に必ずご確認ください。 ・市内の店舗等で買い換えた新品が対象です。(インターネット等での購入は対象外)
対象家電の設置 (既存の家電の処分) (令和7年1月31日(金) まで)	・市内の自宅に設置してください。 ・既存の家電を処分してもらい、家電リサイクル券の控えなどを受け取ってください。(家電リサイクル券の排出者の名義は、応募者本人に限ります。) ※買い換えを要件としており、既存の家電の処分を伴わない場合は対象外となります。また、既存の家電を売却または下取りに出した場合も対象外となります。

応 募 (令和6年5月1日(水) から令和7年2月7日(金) まで。郵送の場合、当日消印 有効)	<ul style="list-style-type: none"> ・設置後に、必要書類を添付して、郵送または電子申請で応募してください。 ・応募は一世帯当たり対象家電1品目につき1台までとします。 ※郵送で応募する場合、切手と封筒はご用意ください。
審 査	<ul style="list-style-type: none"> ・応募内容に不明な点等がある場合は連絡します。
当選者の決定 (令和7年3月上旬)	<ul style="list-style-type: none"> ・抽選により当選者を決定し、景品を進呈します。 ・商品券の希望者については、当選者の発表は商品券の発送をもって代えさせていただきます。 ・ニモカポイントの希望者については、当選者には書面で通知したうえでポイントを付与します。

(2) 必要書類

	書類の名称	説 明
1	応募用紙	※郵送で応募する場合のみ必要です。応募用紙は、市のホームページでダウンロードできるほか、家電量販店や市役所、各支所などに配置しております。
2	本人確認書類の写し (運転免許証, マイナンバーカード(おもて面のみ), 健康保険証, 住民票など)	住民基本台帳に記録されている氏名、住所等が確認できるもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証は、住所変更している場合には、裏面の写しもお送りください。 ・マイナンバーカードは、おもて面のみのお送りください。 ・健康保険証は、住所の記載のあるものだけに限り使用することができます。
3	レシートまたは領収書の写し	購入日、購入した店舗、本体購入費(税抜)がわかるもの。
4	メーカー発行の保証書の写し	製品の型番がわかるもの。
5	家電リサイクル券の写しなど	買い換え前の家電を処分したことがわかるもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・家電リサイクル券の排出者の名義は、応募者本人に限ります。 ・家電リサイクル券が発行されない場合は、引取処分料などが明記された領収書等でも可とします。
6	イカすニモカカードの裏面の写し	※景品で、ニモカポイントを希望する場合のみ必要です。

※注意事項

- ・いただいた個人情報は、景品の発送業務のほか、個人が特定されない形での統計データのために使用させていただきます。

- ・必要書類の提出がない場合や、必要事項の記載がない場合は、抽選の対象外となります。
- ・応募内容について、虚偽や不正が発覚した場合には無効となります。また、必要な範囲で住民基本台帳の記録について調査することがあります。

(3) 応募方法

【郵送で応募する場合】

応募用紙に必要事項を記入し、必要書類とともに下記の宛先まで送付してください。

(応募締め切り：令和7年2月7日(金)当日消印有効)

※切手および封筒はご用意ください。

※お送りいただいた書類は返却いたしません。

○送付先

〒040-0034

函館市大森町21番12号 シャトム大森1階

函館市環境部環境政策課 省エネ家電買い換えキャンペーン係 宛て

【電子申請（北海道電子自治体共同システム）で応募する場合】

①事前準備

電子申請で応募する場合、必要書類を電子データで添付していただく必要がありますので、事前に必要書類を電子データ化（JPEG, PDF など）してから応募手続きを始めてください。

②応募手続き

下記のQRコードまたはURLから応募用のページを開き、各項目を入力してください。また、必要書類については、添付ファイルとして送信してください。

電子申請QRコード



URL : <https://www.harp.lg.jp/urual81c>

7 当選者の発表、景品の発送などについて

【商品券を希望された方】

当選者の発表は、商品券の発送をもって代えさせていただきます。

商品券の発送は、3月上旬の予定です。

【ニモカポイントを希望された方】

当選者には書面で通知したうえでポイントを付与いたします。
ポイントの付与は、3月上旬の予定です。

※ニモカポイントについての注意

- ・付与されたポイントを市電・バスや買い物の支払いに利用するためには、ポイントをカード残額に移す必要があります。
- ・カード残額に入金できる金額は最大2万円ですので、3万ポイントを一度に移すことはできません。
- ・ポイントの有効期間は、付与された日の翌年の12月末日までです。

8 キャンペーンに関するQ & A

Q. チラシや応募用紙はどこにありますか。

A. 応募用紙は、家電量販店や市役所、各支所、環境部などに配置しております。また、インターネットのホームページにも掲載しております。

Q. 対象となる省エネ基準に該当するかどうか、どうすればわかりますか。

A. 店舗で、製品ごとに表示されている「統一省エネラベル」で、省エネ基準達成率および目標年度を確認するか、資源エネルギー庁が提供する「省エネ型製品情報サイト」で該当製品を検索するなどして確認する方法があります。(本手引きの2ページ参照)

Q. エアコンを新規購入した場合、対象になりますか。

A. 新規購入は対象になりません。買い換えに限ります。

Q. 市外の店舗での購入は対象になりますか。

A. 対象になりません。市内の店舗等で購入した対象家電に限ります。

Q. インターネットでの購入は対象になりますか。

A. インターネット等での購入は対象になりません。

Q. 中古品の購入は対象になりますか。

A. 中古品は対象になりません。

Q. 購入時にポイントで支払った場合でも対象になりますか。

A. 支払方法は問いません。1台当たりの税抜き本体購入費が10万円以上であることがレシートまたは領収書で確認できれば対象となります。

- Q. リースによる対象家電の取得は対象になりますか。
A. リースによる取得は対象になりません。購入の場合のみ対象となります。
- Q. 既存の家電を処分してもらったものの、家電リサイクル券が発行されない場合はどうしたらよいですか。
A. 家電リサイクル券が発行されない場合は、引取処分料などが明記された領収書等でも可とします。
- Q. 既存の家電を売却したり、下取りに出した場合は対象になりますか。
A. 対象になりません。
- Q. エアコンと冷蔵庫の両方を買った場合、どちらも応募できますか。
A. 応募は「一世帯当たり対象家電1品目につき1台まで」ですので、どちらも応募できます。
- Q. 応募方法にある、電子申請とはどのような申請方法ですか。
A. スマホやパソコンを利用して、インターネット経由で応募ができます。応募用のページで必要事項を記入し、あらかじめ電子データ化した必要書類を添付ファイルとして送信していただきます。(本手引き4ページ参照)
- Q. 世帯主でなくても応募できますか。
A. 世帯主でなくても、購入した方が同一世帯であれば応募できます。その場合、添付する本人確認書類は、購入した方のものとしてください。
- Q. ①別居の親族に対象家電を買ってもらい既存品を処分した場合や、②市内に別居している親族のために購入し親族の家に設置した場合は、応募できますか。
A. ①自分で購入し自宅に設置した方が対象になります。②購入した方が自宅に対象家電を設置した場合が対象となるため、自宅以外への設置は対象外です。
- Q. 事務所や店舗へ設置する場合も対象になりますか。
A. 対象になりません。住宅に設置された場合のみ対象となります。

9 お問い合わせ

〒040-0034

函館市大森町21番12号 シャトーム大森1階

函館市環境部環境政策課 気候変動・省エネルギー担当

Tel : 85-8154 FAX : 85-8198

E-mail : kankyoh-seisaku@city.hakodate.hokkaido.jp